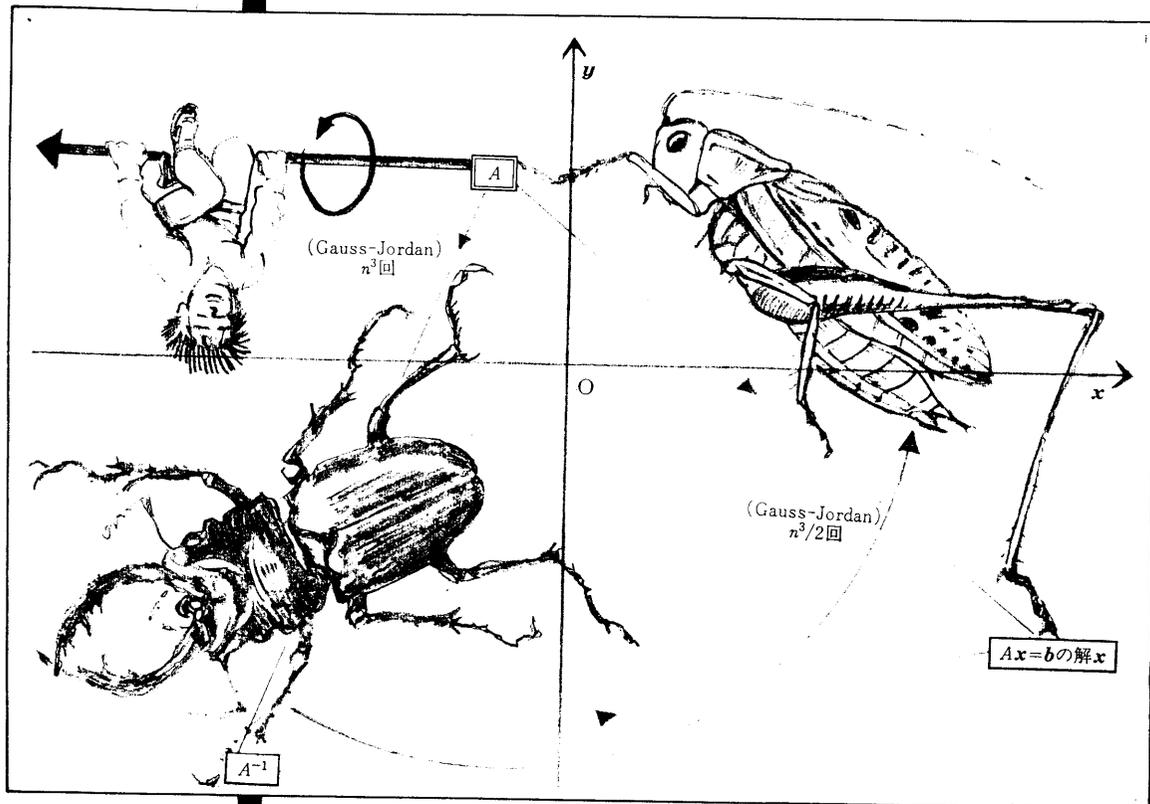


風雪

NO.26

FUH·SETSU 1985. 8/15

..... 最も非
人間的境涯において、人間性を維持すべく、
自己否定を堅持するとき、生者よりも死者を
或いは愛するという意味で、生者も死者も
区別なく同伴者とするのは当然であり、その
意味で「イタコの想像力」を身につけるし、
イタコとなり死者の立場から生者の人間を最
も深く洞察する、というのも肯けます。

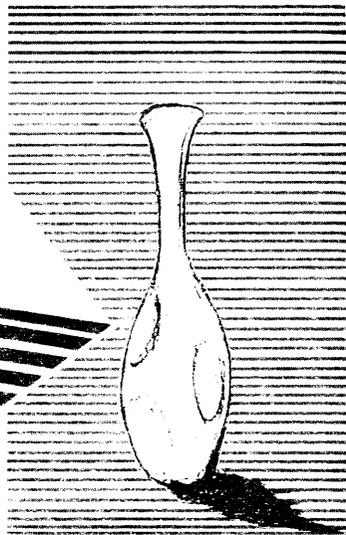


塩見救援会報

厳正独居を打破り工場出役を勝ち取る！

獄
中
通
信

府中刑務所在監：塩見孝也



私は十九日から、工場出役となり、北部第三工場で写植（の見習い）をやっています。夜間みの独居です。これは、私の「受刑」生活における可成りな転機であることは確かです。

七月十八日作業終了後官区に呼び出され、内示を受けたものの半信半疑だったので十九日も、今度は午前中呼び出され、正式に工場出役を告知され、私物を整理し転房を準備しておくよう指示され、すぐ北部区に引率され、そこの区長等の訓辞を受け就労したわけです。

二十数人前後のこじんまりした小工場で、パソコンも導入され、作業上の性格から冷暖房つきの、比較的近代的工場のような様子です。夜は雑居ではありませんが、東拘の新舎のごとく新しく、フェンスもなく、横幅も広く、トイレも洋式で、厳正独居ではありません。やっと（比較的）並の扱いというわけです。しかし、普通なら一週間ある訓練室の訓練期間がなく、行進はたいしたことないが、出還房時の、作業衣と舎房着の着替と、検身（いわゆる「裸検身」とか「裸踊り」といわれるもの）など途惑い、まごつくことが一杯です。それにしても、十五年振に広いグラウンドを走り、工場メンバーと若干雑談したり、共同食事したり、共同掃除したりするのは、なんだか私には“奇態”です。今日（日）は「覚醒剤を許すな」という防犯ビデオを集会室で見た。私と同年輩か上の人も若干いますが大半は若く、二十代初めのひともいるわけで、皆親切で紳士的で真面目な人達ですが今後この工場仲間と巧くやってゆくことが重要です。

獲得された成果は、今迄人並み以下の、超差別の処置を受けていたのが、やっと並になり、又、並の課程に入ったというに過ぎず、出獄したとか言ったものではありません。

又、工場に出たは出たで、独居（厳正）よりはマシだが、ここにはここで、種々な、馴れぬ、不当な規律もあり、本来なら二年前に通過している新人生活を、今改めて完了しなければならないとか、府刑お得意の、例の最初が大事という、出鼻を叩くという対応もあり新しい緊張関係が開始された、と見ています。だから、極めて複雑な気持ちです。

とは言っても、やはり予断と偏見の予防拘禁の厳正独居の轍を打破って出役したという点では、若干の高鳴る勝利感があります。この勝利は決して屈服や妥協によって得たものではなく、又、犠牲や忍苦、果敢な決断力や叡智、高い知的道徳的文化的力、粘り強い持久的精神あるいは、人民奉仕無償の精神を基礎とする正しい人民解放の政治・思想路線や正確な彼我の関係評価、外と内の長い経験のなかで蓄積された信頼関係、あるいは、そのような我々を信頼し支持・支援して下さった弁護団や人民の力、等が総合された、激烈な政治的・思想的闘いによって得られたものといえます。あるいは、府刑・法務省の予断と偏見の予防拘禁路線を真っ向から批判し、その正当性のゆえに得られた成果といえるわけで、決して、平坦な過程とはいえない二年間の悪戦苦闘のなかで勝ち取ったものといえます。これは、私達やS Qの仲間や弁護団に強い人格的誇りと自信を与えてくれるものと思うし、この経験を今後の獄中生活の中にもいかしてゆきたい、と思う。あるいは、この成果と経験は、私以外の人で、厳正独居で苦しんでいる人々にとっても、更には拘禁二法闘争との関連でも、一定の意義をもっていると思っています。

—————損害賠償の権利を留保

(a) 府刑(法務省)は、私が単独者で、組織をもっていない、強力な支援網を持っていない、又新人であること、等につけ込み独居固定を継続し転向させるか、でなければ予防拘禁を執行し、決定的に身心を弱化させるか、獄死をも強制せんと極めて強権的・強圧的に出てきた。このような目的を実現することは、国家権力・支配階級の側にとっては巨大な成果であり、闘う人民にとっては決定的に意気阻喪させることとなり、塩見自身にとっては政治生命上の(ひいては肉体上の)死であり、人民運動にとって長年の階級闘争のなかで鍛えられてきた指導的人物を喪うことであり、巨大な損失となったであろうが、私は転向も獄死もしなかったばかりか、より一層信念を打ち鍛え、弁護人や反彈圧戦線の支持支援も得、不抜になっていったこと。その結果、永久独居も覚悟して逆に独居を抵抗の拠点にかえ、逆に府刑の責任が民訴準備で問題になりはじめたこと、その結果、無数の嫌がらせや懲罰取り調べを経て、最後は隣房の右翼に挑発させたりする細工をしたりしたが、結局、厳正独居路線が、憲法に照らして見て両立し得ない予断と偏見に基づく、治安維持法の予防拘禁路線であることを認めざるをえず、「塩見が外に独居のことを書くから、独居を持続する」といった、奇弁も、意味をなさなかったということであろう。強力な抵抗にあって、もうこれ以上理不尽な厳正独居を二年以上継続出来なくなったということである。このように見てくれば、我々の側の無条件な勝利であり、我々は府刑によって不当極まる種々な不利益・損害を受けたが、一応独居固定は解除されたわけだからこれまでの我々の言明からして、訴訟準備を取り止めるが、我々の側に責任追及と損害賠償の権利があることを留保しておくべきと思っています。

ヒューマニズムと民主主義の勝利

(b) この勝利の要因は沢山ありますが、その最大の因は、正しい政治路線と思想路線を我々がもっており、とりわけ思想路線としてのhumanismと民主主義路線を、天皇制資本主義の監獄体制と厳正独居路線批判に適用したことにあります。天皇制官僚専制の獄中者人権無視に対する、人民の立場（マルクス主義）からの、ヒューマニズムと民主主義の思想闘争の勝利といえます。このことは、憲法に明記される、平和的民主主義的な主権在民の思想と基本条項を人民の立場で守り、発展させるか、他方で象徴天皇制のマヤカシに無批判に追随し、これを戦前天皇制ファシズム復活に向け利用せんとするかの鋭い思想闘争でもあり、前者が勝利したことを意味します。監獄は日本社会と権力の縮図であり、支配階級の本質と特質を典型的に示し、それゆえに人民の自己解放の道も、典型的にそこに内包され、天皇制官僚専制に対する人民の立場でのヒューマニズムと民主主義の政治思想路線が最も有効最適であることが立証されたともいえます。

確固たる路線の勝利

(c) 我々の歴史からすれば、新左翼・ブント・赤軍派（連赤やプロ革派）総括の正しさの証明といえます。新左翼が「日帝打倒・社会主義革命」を呼号しつつも、肝心の前近代的専制の天皇制（対米従属の）には愛味で——それゆえ資本主義批判にも愛味——かつ近代の人間讃歌・民主主義（自然主義・科学主義）の歴史的意義を（——その限界も知悉しつつ）を完全には身につけていず、天皇制の前近代性を封建社会主義として引き摺っているのに対して、政治的・思想的闘いの対象を対米従属の天皇制資本主義と定め、人民の立場から、近代のヒューマニズムと民主主義を実現し、他方で同時にそれを修正主義と違つて固く定化せず、超近代としての資本主義打倒社会主義（共産主義）の方向に、一個二重連続的に闘う政治・思想路線の勝利といえます。我々に、この路線が確固としてあったがゆえに頑張れたのだと思います。

引き続き監視を！

(d) 「風雪」No.20号や本年二月分の手紙でも明瞭にしたように、向こうに道理や原則がなくこちらに道理や原則がある場合は、如何に相手が強大でこちらが極小でも、この信念に基づき、人民を信頼し、人民奉仕無償の精神を燃え立たせ、犠牲を覚悟し、決意を固め、又正しく彼我の評価をもち、正しい手順をもてば、相手はみかけは強大だが“ハリコの虎”であり恐れるに足らぬこと、このような観点に立ちつつ、闘わず、妥協・譲歩すれば相手になめられるばかりで、当然得られるものも得られず、奴隷にさせられ、人格的に崩壊し自滅させられてしまうこと。とりわけ私の場合は、規律を守りつつも、人民に依拠して闘いながら進むことによるのみ勝利も得られ、自衛や改良の成果も勝ち取られること。

今後事態がどう展開するかは予断をゆるしません、思想信条の自由、表現の自由、コミュニケーションの自由等、基本的人権を守りつつ、他方では監獄規律を極力遵守しつつ進みます。「風雪」N0.20号の冒頭の「原則は松、現実対応は柳」の姿勢です。

当面これ以上のことは言えませんが、ただ、工場における新入生の不馴れにつけ込み、権利を制限したり二年間の独居で獲得した権利の剝奪には闘うつもりです。とくに外との手紙や面会の権利や本、パンフの差し入れ受領、弁護団には引き続き諸人権上の保護のため積極的援助を得たいです。「風雪」を軸に、破防法の予防拘禁（これは広義の）路線に対して大衆運動としての監視を強めて下さい。（'85.7.21）

■ 文芸批評 ■

受刑者の「読書感想文」を読んで

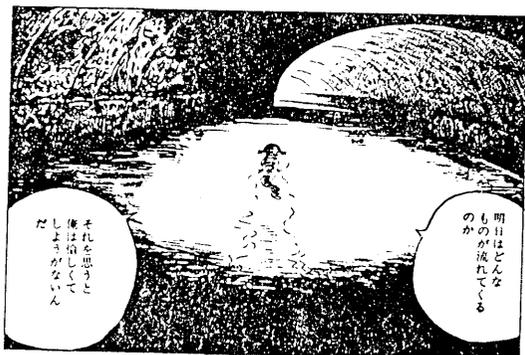
——井伏の「山淑魚」に考えさせられること

連休中「関東矯正管区主催（東京矯正管区編集）58年文芸コンクール入賞作品集、なるパンフレットが回覧されてきました。

絵、習字、読書感想、創作、詩、短歌、俳句、版画などである。

西は静岡、北は新潟、長野、関東一円では、黒羽、千葉、横浜、川越、栃木、松本少年刑、愛老、久里浜、多摩、新潟少年刑、東拘、八王

子医療刑、喜達川刑務支所、等、関連全域から公募されていた。初耳の施設もあります。この種の受刑者の作品は、獄中者としての苦悩が表現され、なかなかおもしろく、芸術性も十分含まれているのですが、他方では、当局の「贖罪」姿勢要求ゆえ、また、獄中者の「混乱」ゆえ不自然で、官制的印象も免れません。しかし、時々、このような制肘を突き抜けた秀逸なものもあるのです。「全国矯正協会」発刊の「人」新聞の全国コンクールなどです。私も許されるなら、今年は何か書こうと思っています。しかし、独居では不可でしょう。さて、このパンフレットのメインの「読書感想文」（成人の部）の分野の、「優秀」作品の「山淑魚」（川越少刑のK.M氏：井伏鱒二作品の感想文）についてです。これは、「最優秀」の「新平家物語」の感想文に続くものですが、一席のは、表現技術は上かもしれないが、感想の脈絡が不自然で、最後の方は当局にこびたりしているのに比し、K.M氏のは思想に値する香りが漂い、短文ながら、種々な論点がよくまとめられ、達意なのです。しかし、何かひっかかるところがあり、考えさせられ、最初は、人それぞれ



の思想的立場によって、その感想がこも違うものかという単純なものでしたが、結局「更正」とは何か、いうことを再び考えさせられるに至った。

井伏の「山淑魚」は極めてポピュラーな彼の代表作で、私も獄の官本で一度再読したことがあります。私は天皇制ファッショの軍国主義時代の屈折した暗ゆでの、文学的時局批判として読んだ。時代と真っ向から闘わないが、とって時局に迎合する態度を嫌い——“とかくメダカは群れたがる”と言いつつ——厭世として、岩屋の穴蔵に逃避し、自己を「孤高」と称して、傍観者風に生きる人々（井伏を始めとする）、その人々はその自己満足の逃避性ゆえに、自己肥大病に陥ちこみ、今度は、自らが進んで入った穴蔵から脱け出られず、幽閉の憂き目に遭う。そしてそれを同伴された蛙が嘲笑し、やゆするものだったと思う。この蛙をどう捉えるかが問題なのですが、私は時代に対する人々の良心、闘う左翼人民の心と見、結局は蛙の非難を甘受しつつも「孤高」と自惚れて逃避に安住する人々の内面を描いたとみました。井伏は若い時プロレタリア文学に影響されたりし、戦後は軍国主義批判（反省）の作品やヒューマンな民主的医師の物語等もあります。ところが、K. M氏はF・カフカが「人間は生まれたその時から、自分で独房をつくり、自己拘束し、最後は死刑囚として刑殺される宿命にあり、その主観主義から脱け出られない」といったような主張で、人間を超歴史化し普遍化して捉え、独り善がり自分自身の殻をつくり上げ、そこから一生脱け出せず、呪縛される運命にあると見る。山淑魚は、正にそのような“頭デッカチ”の自己肥大性ゆえ、自己が入り込んだ岩穴から出られなくなり世を怨み、自分を怨み、絶望する。そしてそれに飽き足らず、紛れ込んだ、蛙も巻添えにしようとする人間であると見る。蛙は、その仕打ちを非難するが、最後は許し、その態度に山淑魚も、心を開き、詫び、両者は理解し合い穴蔵の不自由を超越して愉しく共棲する、と見る。ところでこのK. M氏はここから一挙に蛙をキリスト（救世主）と見、人間の原罪としての「主観主義の思い上がり」は、ただただ、「キリストの愛によってのみ、狭い穴蔵から「寛い世界」に脱け出ることが出来る、と、主張するわけです。この人は熱心なキリスト者の思想家だったのです。山淑魚と蛙の関係は、悩める人間とそれを克服する価値観という図式では私と彼とは極めて共通するところがあること。相違はそれを私が徹底して此岸的に捉えているのに対して彼は彼岸的に捉えているところです。「犯罪」を「犯罪者」の資質や精神に帰する思想の地盤では「犯罪者」の更正は体制の矛盾に目をつぶって、社会復帰する以外にない。この問題に適当に対措する人はごまかせるが、真しな人や無期囚や死刑囚は、それが不可能のゆえに、宗教的世界に自己を超越させて（観念的にだが）しか救われる途を見出さない。死刑囚は何等かの立場で、体制の矛盾・社会変革の展望を見出せない場合、国家の名による支配階級の人民虐殺制度たる死刑を宗教的境地で受容し、殺される以外にない。国家権力と癒着した宗教の役割は明瞭です。「人」新聞（四月号）

に掲載された「蒼白き犯罪者」というエッセイではこういう「更正」の絶望性を表現していた。ある文学好きの強盗殺人の無期囚は、その文学的モチーフを贖罪に設定している。いろいろ書いたが、ある日からバツタリ書かなくなった。その原因については沈黙していた。そして十数年たって仮釈で出獄したが、楽しかるべき出獄に拘わらず、彼は一年後 死してしまう。彼が真しであったがゆえにこのようなしよく罪の有り様は、その本質を顕わしたのである。私は、実際的な矛盾を凝つめ、権力と癒着せず、具体的に人民を救済する宗教運動を肯定する。観念論であろうとこのような宗教者を尊敬する。K. M氏の人生が矛盾に充ちた苛酷なものであったとを拝察しますが、願わくば、社会や監獄の矛盾を凝つめ実際の批判的で、自由で民主主義的精神を保持して頂ければと思う。(4/29執筆の手を入れ掲載 6/23)

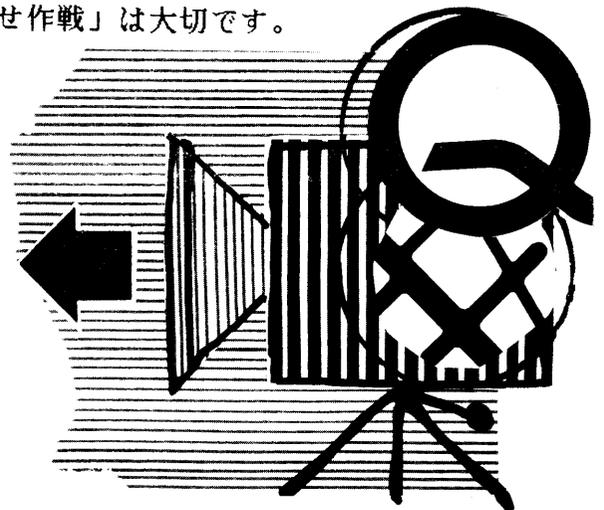
「映画監督」 (長部日出雄著) を読んで

—————時代に対する姿勢を評価する

★ 長部日出雄「映画監督」(新潮社)読みました。

長部氏がどんな人か全然知りません。文章からしても私より上、しかももう一周り位上の人の印象を受けました。作家のようですが、「映画監督」の職業上のことにも割かし詳しいので、映画監督もやられているのか、とさえ思った。でなくとも可成り、映画に興味をもってる人のようです。この作品が、文学的に成功しているか否かはわかりませんが、長部氏の時代に対する姿勢を評価する。「戦後の日本は死者によって守られている(虐殺された三千万のアジア人民や三百万の同胞や治安維持法弾圧に抗して闘って死んだ人々)」然りである。「この守ってくれる死者が記憶されている限り日本は安泰だが、風化して、枯れ木になれば崩壊する。枯れ木に吊いの花を咲かせ、はっきり人々の記憶に刻み込もう。治安維持法で殺された人々の墓標を燃やして、その灰で花を咲かせよう。」全てを相対化し、忘却してしまう動きに対して「花咲かせ作戦」は大切です。

この姿勢で、戦前の治安維持法との闘争者被虐殺者の抵抗哲学者三木清(小説では内田淳)を復権し、彼と合流して現在の反動化情勢と闘おうとする主張はよい。この小説は、相当手の込んだ手法が入って若干ゴチャゴチャした印象も受けますが、哲学的・思策的意義においては、秀れたものがあると思う。特に抵抗する(長期)被拘禁者の、内面を推察し分析しているところに、自己対象化を促さ



れ、いろいろハッとさせられるところがありました。く何故、氏が題名を「映画監督」にし前半部「映画監督論」を展開しているのかよくわかりませんが、要は、現在の情勢で、言論・表現の自由が侵害され始めているのに対して、芸術家達の代表として、映画監督を設定し、現在の映画界—監督の資本への隷属と無抵抗的安逸状況を批判し再生を促す意図もあるのでしょうか。「体を張って闘わず、体を張って闘う人々の尻馬に乗り箱（ヒサシ）を借りて、母屋を乗っとうとする」「……なんの才能もないのに、自己顕示だけは、やたらと強く、人の上に立とうとする……人のふんどしで相撲をとろうとする」「反権力の御託宜を並べ立てるが、なんの責任も感じない」

とかこきおろしてもいる。これは氏自身の内省でもあるのだろうか。

現在の氏の置かれている立場では、現在の状況を撃ち、闘う被弾圧者達と連帯するには、二重・三重の媒介装置を設定する必要がある、又その方が効果的な面があるのかも知れない。ともあれ、氏が単なる過去の復権ではなく、現在の被弾圧者達への鼓舞激励を志向していると理解する。

—————すぐれた被拘禁獄中者の生活・意識状況の推察

◎ 長部氏の小説作法がどんなものか知りませんが、この小説を読めば、その一端は窺えます。氏はそれを映画監督の技法として語っている。つまり主人公に徹底して想い入れし、自己同一化し、そのことによって想像力をかきたてていく、というものであろう。そういうものとして、内田に想い入れをし、内田の獄中での疥癬病への羅病に対しては、映画監督をも想い入れの強さゆえ羅病させる恰好にし、その自己同一化の想像の極で、内田を現代に招魂・映現させ、監督と出会わせるのである。そして二人して、新ファッシュと闘う展開を設定するのです。展開が現実から出発しつつも、過去や未来が、入り混じった、想像上の世界と現実とが区別がつかない世界へと到り、最後に現実に勝利者として還ってくるという風になっている。氏は治安維持法の反人民性・反民主主義性を現実・過去の反省と未来の洞察を総合しつつ、印象付けようとする。この導入は、例のカフカの「審判」を使っているのでしょうか。カフカのは、或る日突然刑事がやってきて逮捕され、拘禁され、死刑を宣告されるといったものですが、彼はアウグスチヌスの宗教哲学などに傾倒した観念論から、ファシズムに対する批判・不安を、極めて象徴的手法で語るものだったと思う。しかし氏のは、極めて世俗的現実と象徴的想像世界が重なり、必ずしも文学的には成功していないのではないか。> くまあこんなことは私にとってどうでもよいのです。>

氏が、戦前、戦後の被拘禁獄中者の生活・意識状況を調べ、それを氏の人生体験と引き較べつつ可成り正確な推察を行っていることです。

○ 「偉大と悲惨の弁証法の中に、ふと隙間から滑稽感がしのび込む」（これを自分についても考えます。滑稽で良いと思う）

○ 「近頃私は死というものを、そんなに恐しくなくなった」（三木「人生論ノート」、その通り、愛する人々や親しい人々が彼岸にゆけば、その人達にこそ、早く会いたい、と思うようになるでしょう——単なる死願望でなく闘いの果てでのことだが）

(a) 「独房は意識下の未現像のフィルムをボチに変える暗室である。外界での「遠近法」が、成功者—普通人—失敗者—無力者—病者—死者、といった順に、段々小さくなっていったとすれば、独房からは、死者や病者や無力者や失敗者が身近な前景にあり、今の世の中うまく適応しているものが、中景にみえ、成功し今時めいている人が、もっとも無縁で、遙か遠景にあるように感じられる。日常的な『生の見方』から遠く距たって、しかも、ムシロ、生の深い洞察を含んでいるのかも知れない。死の見方とは、後者の遠近法をさしているのではないか。」

(b) 「生者の側から死者を見るのではなく、死者の胸中の陰画を押し測って語るイタコの想像力を身につけて……、現実を観察は出来ても、それに関わることの出来ない、死者の側から生を見つめるのが、光源の位置を反対にして、撮影機を映写機にかえることになるのではないか」

(c) 「外で元気に動きまわっていた時、いつも気になるのは、仲間や同世代の成功者で、嫉妬や羨望や敵意を掻き立てられた。表面では枯淡とした風を装っているが、自分も成功したいと願っているからに他ならない。仕事が巧くいってない、仲間や金に困ったり、病気に苦しめられたりしている友人が心に気にかかることはなかった。独房で絶望的気分が駆られた時、まず思い出されるのは、そうした日頃忘れていた友人であったし、苦勞させ、死なせた母であり、苦勞させ続けた妻である。

これ迄気がついてなかった、懺悔と後悔の陰画がつぎつぎに、陽画に反転し、鮮明になり、罪の意識に苦しめられるのである。」 等々。

氏は、抵抗獄中者の生活とその内面を、よく省察するに足る、秀れた人生の経験者であり、一寸した精神分析者とさえいえる。正に治安維持法状況を批判し、闘うその核心は権力の理不尽な投獄・獄死攻撃に対して、種々な絶望的試練に打ち克って、雄々しく毅然と闘う、その抵抗者の内面を描き出すことにあるだろう。その意味で、氏はこの小説の核心を押さえているといえる。破防法の予防拘禁とこの十六年闘い、今も刑務所で新たな攻撃を受けている私も上記三点などは、とくに肯首し得ます。勿論これは内面の一つの側面としてですが。

—————死者の立場から生者の人間を深く洞察する「イタコ」の想像力
コミュニストを志向しながらも、未だ小市民的尻尾を引き摺っている、若い苦勞知らずの倨傲とも言える未熟な娑婆の闘争者の時代、闘いの大義の影にかくれて、無意識ながら自分が踏みつけたり、切り捨ててきたり、或いは、見向きもしなかったような、被差別の、

被抑圧の人々、自分を真底から愛してくれたが、大義に夢中で、よく気が付かず邪険にし軽くあしらったり、眼中に入れなかった人々、或いは、自分を信頼し、行を伴にし、自分の未熟性も手伝い、生命すら犠牲にした人々、これ等の人々は、意識にのぼらないものである。大義にまい進する、青年の特権の如くして何がしかの、身勝手・我が儘を行ってきたと言える。しかし、超長期の、最も差別・抑圧され、独房被拘禁の日々は、このような思い上がりを簡単に打破り、ほんの毫末の思想的欠陥すら、容赦なく暴き出すし、世俗的な権能や虚飾やきずなの一切を奪い尽してゆきます。社会の最底辺・最下層に陥し込められるのですから、彼の人間的评价の「遠近法」が逆転し、かつて彼が観念的には否定した、自らの出自階級から訣別し、参画しようとした階級は目前にある。彼が自己の信奉する思想・理論に忠実であり続けようとし、その見地から現状を捉えようとする時、マルクス主義はかつての如くいかにめいしい当為の教条ではなく、獄中者を始めとし、抑圧・差別された人々を中心にし、人間を最尊貴し、愛し、このような人々と自分が共同して人間らしく生き抜くという極くありふれた、日本の現実を唯物論的に反映する内容であり方法であることを理解するのである。

幾度も繰り返される絶望と懺悔と悔恨の中で彼が迷惑かけたりしたが、その人達の解放なしに自分の人間的生があり得ないような人々、邪険にしたり面倒がったり、無視したりしたが、実は彼を真底から愛してくれた人々、自分を本当に信じてくれた同志達を発見するのである。根源的に絶望し、安易に娑婆世界に希望を託し得ない事態が幾年も幾年も続くとき、彼は一体何に立脚して生きるのだろうか。それは、彼が信奉する思想を信奉し、彼を愛し行いをどこまでもともにする彼が愛してやまない人々の存在であろう。その中でも、今は死者となっているが、かつて真底から自分を愛してくれた人々であろう。その人々は、彼にとっては神であり、この人々と毎日交感し、その人々の希望と恨みと激励、慰撫、鼓舞、無限の信頼を源泉にして迫害に耐えるのである。その次に、死者に近い形で非人間を強制された人々が続くのです。最も非人間的境涯において、人間性を維持すべく、自己否定を堅持するとき、生者よりも死者を或いは愛するという意味で、生者も死者も区別なく同伴者とするのは当然であり、その意味で「イタコの想像力」を身につけるし、イタコとなり死者の立場から生者の人間を最も深く洞察する、というのも肯けます。



かくて、永久的に押し寄せる絶望との果てしない闘いに勝利し、くる日もくる日も自己を凝め続け、回想し続けるとき、正に「独房

は意識下の未現像フィルムをポジに変える暗室」となるのである。

しかし、この闘いは、懺悔と悔恨にのみ終始する静浄の修道僧の生活では決してないし、老人が優しい心をもって、過去の回想に耽ることとも全く相異なる。刑殺や獄死にもたじろがない、不拔の岩盤に立脚して、天皇制帝国主義を撃たんとする闘争者の——世間の人々の想像を越えた——晴やかで自由な、聖なる闘争者の営為としてなのです。

(6/25)

会計報告('85.4/15~7/31)

収入	くりこし	41302
	会費	15000
	カンパ	13400
	紙代	5600

計 75302

支出	郵送費	29940
	事務費	1750
	印刷費	16000
	表現連会費	1000

計 48690

残金 26612

特報!

—— 依然として続く懲罰・いやがらせ攻撃

本号「獄中通信」で報告した塩見氏の手紙が数日差し止められたかと思うと、同時に七月二十五日、真夏日の続く寝苦しい夜、上半身裸で寝ていたという容疑で懲罰取り調べに入った。七月三十日の面会では、うってかわって粗末な半袖半ズボン姿で現れた。取り調べ着だとのこと。「身分」に合わせて着衣を変えるなんて、まるで徳川封建時代ではないか！氏は「上半身裸で寝たわけではない。たくしあげていたかもしれないが」と言っている。府中刑務所としては「温情」で工場に出してやったのに「勝ち取った」なんて言われちゃ困る。そんな事言う輩は見せしめのため、懲罰にしてやるぞということなのであろう。囚人は従順であるべし、屈服すべし、人格なんか持つべからず、刑務所はただひたすら封建的奴隷、更には古

代奴隷をつくり出そうとしている。ひたすら社会的適応力を奪い取るものとして行刑制度があるかのようだ。府刑当局は直ちに塩見氏に対するいやがらせ、ためにする懲罰攻撃をやめよ！

編集後記

前号に予告した、「獄中通信(25号)」の続きは、厳正独居の打破という新事態により、塩見氏自身による報告に差し替え、前号の「獄中通信」の続きは別パンフに改めて発行する予定です。又、「厳正独居」特集資料集パンフも発行を予定しています。

塩見氏に対する「厳正独居」

イタリア紙に掲載さる！

先日「THE DAILY YOMIURI」紙に紹介された塩見氏に対する「厳正独居」記事は、内外に大きな反響を呼びましたが、これに続きイタリアの「Esteri」紙5月25日号に同様の記事内容が掲載されました。今後とも、ヒューマンイズム——人権擁護、民主主義の見地からする国際的監視の輪を拡げていこう！

14 manca
25 giugno 1955

Esteri

REPORTER

Vip, very important prisoner

Da due anni in isolamento il leader dell'Esercito rosso. Lavora 10 ore al giorno nella stessa posizione

di Tokio, Pagliano Accolla

Siede per oltre dieci ore al giorno a gambe incrociate senza mai girare la testa né appoggiare la schiena. Non è un fachiro, ma un prigioniero tenuto da quasi due anni in isolamento illegale peraltro, sostengono i suoi avvocati. Si chiama Takaya Shiomi ed è il «numero uno» della Lega comunista dell'esercito rosso giapponese (Kyokusan Shumsha Doomei Seisugunha), un'organizzazione terroristica attiva negli anni Settanta.

Sta seduto per cinque giorni e mezzo alla settimana e confeziona sacchetti di canna per 15 mila lire al mese. Cinque minuti di riposo alla mattina, trenta al ora di pranzo e cinque al pomeriggio. Deve approfittare di queste soste per andare in bagno. Altrimenti di vuole un permesso speciale. Niente ginnastica in cella (circa cinque metri quadrati). Può parlare per un quarto d'ora al giorno in cortile se non piove, ma non gli è consentito di rivolgere la parola agli altri detenuti. Domenica, feste comunitarie e giorni di pioggia niente cortile. Può scrivere e ricevere, sono censurate una lettera al mese. Non può tenere foto con sé. Quelle dei familiari gliene conservano i secondi e sono autorizzati a mostrargliene una volta ogni tre mesi.

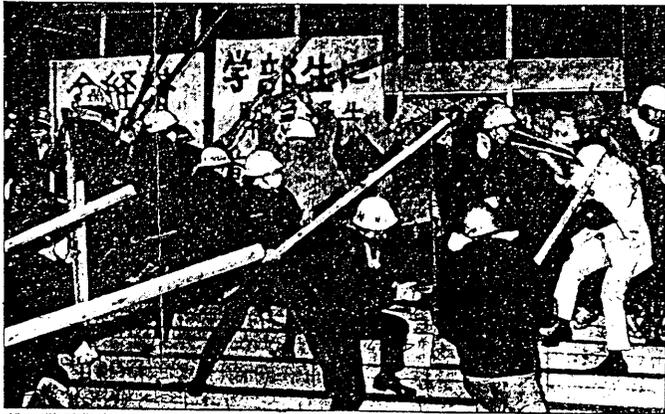
I suoi legali, Tsuchi Kaido e Kyudo Otani, hanno recentemente tentato causa alla direzione del carcere di Fuchu, dove Shiomi si trova, perché le condizioni in cui è tenuto prigioniero sono a loro avviso arbitrarie e non giustificate né dalla legge né dal suo comportamento. Se la causa non si risolverà positivamente, Shiomi rimarrà in isolamento con i

sui dolori alla schiena e alle gambe: fino alla fine del 1985, quando avrà scontato la pena.

Takaya Shiomi venne arrestato il 15 marzo 1970 e poi condannato a 18 anni di detenzione, per tentato omicidio, riunione sediziosa premeditata con armi mortali e cospirazione per dirottare un aereo. Ma quando, il 31 marzo, il dirottamento ebbe effettivamente luogo, Shiomi era disteso nella sbarra da ormai due settimane. Ha sempre negato ogni addebito. Fino al 7 novembre è stato detenuto al Bagno penale di Tokyo, poi nel carcere di Fuchu.

I suoi avvocati, che fanno parte di un comitato per la revisione del regolamento penale, hanno chiesto alla direzione del carcere le ragioni dell'isolamento. Ecco la risposta del direttore, Masayuki Hirooka: 1) Shiomi è un prigioniero Vip e come tale riuscirebbe comunque, a intranquillare il regolamento carcerario; 2) poiché è stato in isolamento tanto a lungo, è meglio che ci rimanga non riuscendo ad adattarsi alla vita in comune con gli altri detenuti; 3) manca di capacità per la vita in comune.

Ora il direttore della prigione è cambiato, non così la via del prigioniero. «Vorrei attirare l'attenzione sulla seconda giustificazione fornita dal direttore del carcere: è un'ammissione dell'inefficacia di certe misure di riabilitazione penale», ci ha detto Ken Hasegawa, portavoce dell'Associazione per l'assistenza legale a chi non ha mezzi. «Una riabilitazione che si cerca di ottenere con la coercizione», dice l'avvocato Kaido. «È un metodo tradizionale e in un certo senso, raffinato», aggiunge



Album di famiglia giapponese

l'avvocato Otani: «La posizione di Shiomi è coartata non è certo occasionale. Obbligare qualcuno a stare seduto guardando avanti e in basso, muovendo il capo solo al richiamo delle autorità, è un modo per trasferire sul piano fisico quanto si vorrebbe ottenere sul piano morale: l'obbedienza assoluta». Shiomi, in carcere, ha soltanto chiesto «e continuo a chiedere» un migliore trattamento: «Il problema, più che ciò che fa, è quello che non fa», dice ancora Kaido. «Vale a dire, non ha mai accettato di dichiararsi colpevole e pentito, cosa che potrebbe davvero cambiare la sua condizione».

le altre categorie vive una situazione migliore. Nella prima, per esempio, Shiomi ha, invece, diritto soltanto a due visite al mese: una di sua moglie Kazuko, insegnante elementare, l'altra di suo figlio Gen, di 16 anni. «A 15 anni dall'arresto, una delle cose che mi fanno più male è sapere che, altrove, c'è una maggiore libertà nei colloqui», ci ha detto la signora Shiomi. Le sue visite durano 30 minuti e il colloquio avviene attraverso uno schermo di plastica trasparente, mentre un secondino prende nota di tutto ciò che i due si dicono. «Una moglie deve aver diritto a un colloquio privato», afferma la signora Shiomi. Tra l'altro, il secondino annota ogni parola pronunciata anche quando il prigioniero incontra i suoi avvocati. «È anche una limitazione della libertà del legale», afferma Kaido, «e, per di più, consente alle autorità di venire a conoscenza della linea della difesa, in ogni suo dettaglio».

塩見氏への激励

投稿文を募ります！

風雪26号
発行
郵便振替
電話

1985年8月15日
塩見救援会
〒134東京都江戸川区東葛西 5-39-13 SQ舎
東京7-70588 (SQ舎)
03-686-6758

¥300